

○標津町太陽光発電施設の設置に関する条例施行規則

令和4年9月14日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、標津町太陽光発電施設の設置に関する条例（令和4年条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(周辺関係者の範囲)

第2条 条例第2条第5号ア及びイに規定する「事業区域の近隣」とは、事業区域の境界から次の場合に応じて掲げる一定の範囲内とする。

- (1) 出力50キロワット未満の場合 100メートル
- (2) 出力50キロワット以上の場合（次の場合を除く。） 300メートル
- (3) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る。）の場合 1キロメートル

2 条例第2条第5号ウに規定する「代表者」には、当該町内会に居住する者で代表者が指名した者を含む。

(令6規則12・一部改正)

(事業者の遵守事項等)

第3条 条例第4条に規定する事業者の責務について、事業者は、太陽光発電施設事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令（関係行政機関が策定する指導要綱、ガイドライン等を含む。以下同じ。）を遵守すること。
- (2) 災害防止、土砂流出、排水等の対策を講じること。
- (3) 騒音、振動、熱風、電磁波、反射光等により、周辺関係者等の健康や生活環境を損なわないよう、設備の配置、敷地境界からの後退、緩衝帯の設置等の対策を講じること。
- (4) 外部から太陽光発電施設に触れることができない距離を確保したうえで、事業関係者以外の者が事業区域に容易に立ち入ることができないよう柵塀等を設け、事故防止対策を講じること。
- (5) 柵塀等の外側から見えやすい場所に、事業者、連絡先等を示した標識を掲示すること。
- (6) 太陽光発電施設の設置後は、災害及び事故の発生並びに自然環境、生活環境、営農環境等を損なうことがないよう、適切に保守点検及び維持管理を実施するとともに、事業区域の清掃、除草、植栽の剪定等の環境整備を行うこと、かつ、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合は、周辺へ影響を与えないよう十分配慮すること。
- (7) 大雨、洪水、暴風、豪雪、落雷、地震等による設備の破損や地域への被害が発生するおそれがあるときは、事前点検等により設備の破損や地域への被害の発生を防止することに努め、設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがあるときは、速やかに地域への周知と安全を確保する措置を講じること。
- (8) 太陽光発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。
- (9) 太陽光発電事業を承継する場合は、維持管理、廃止等において必要となる措置を、責任をもって承継すること。

(10) 太陽光発電施設を廃止したときは、関係法令を遵守し、事業者の責任において、可能な限り速やかに施設の解体、撤去、廃棄その他適切な措置を講じ、施設を設置する際に森林を伐採している場合は、植林の実施等により自然環境及び景観の回復に努めること。

(11) その他地域との調和を図り、周辺関係者と良好な関係を保つこと。

(抑制区域)

第4条 条例第7条第10項の規則で定める区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(事前協議)

第5条 条例第8条第1項の規定による事前協議は、事前協議書（別記様式第1号）により行うものとする。

(周辺関係者への説明)

第6条 条例第9条第4項の規定による報告は、周辺関係者説明結果報告書（別記様式第2号）により行うものとする。

(届出)

第7条 条例第10条第1項の規定による届出は、太陽光発電施設事業計画届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による届出は、事業計画変更届出書（別記様式第4号）により行うものとする。

(届出を要しない軽微な変更)

第8条 条例第10条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 設置工事の着手予定日又は完了予定日を当該予定日とされた日後にする着手予定期又は完了予定日の変更

(2) 太陽電池モジュールに係るものを除く工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分の材料又は構造の変更

(工事完了の届出)

第9条 条例第11条の規定による届出は、工事完了（中止）届出書（別記様式第5号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第10条 条例第12条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書（別記様式第6号）により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による届出は、事業廃止完了届出書（別記様式第7号）により行うものとする。

(立入調査)

第11条 条例第15条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第8号）によるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年8月15日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区域の名称	対象区域
抑制区域	道立自然公園（特別地域及び普通地域）

別記様式第1号（第5条関係）

事前協議書

年　月　日

標津町長様

事業者　住所

氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

標津町太陽光発電施設の設置に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり協議します。

施設の名称				
事業区域の所在地				
事業区域の地番・地目・面積（m ² ）				
事業区域土地所有者	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> その他（　　）			
事業の種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> その他（　　）			
施設の発電出力	キロワット			
太陽電池モジュール（太陽光パネル）の種類	製造事業者		種類	
	型式番号		枚数	
事業概要（位置・構造・土地造成等）				
工事着手予定年月日	年　月　日			
工事完了予定年月日	年　月　日			
維持管理方法（廃止後において行う措置等を含む。）				
連絡先担当者	住所（所在地） 氏名（名称） 所属・職氏名 電話番号			

- 備考
- 1 工事の着手とは、太陽光発電施設の設置のみならず、設置に向けた森林伐採、土地造成等の準備行為を含みます。
 - 2 記入欄が足りない場合は別紙として添付してください。
 - 3 位置図、施設配置図、土地造成計画図を添付してください。
 - 4 町は、町民及び周辺関係者からの照会に対し、事前協議の内容を回答できるものとします。

別記様式第2号（第6条関係）

周辺関係者説明結果報告書

年　月　日

標津町長様

事業者　住所

氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

標津町太陽光発電施設の設置に関する条例第9条第4項の規定により、次のとおり報告します。

施設の名称	
事業区域の所在地	
説明会等の日時及び場所等	開催日　年　月　日　時　分～　時　分 場　所 説明者 周知方法及び周知範囲
参加人数及び参加者氏名	
説明会等の状況（内容）	
周辺関係者の意見及び要望等	
意見及び要望等に対する回答内容	
上記について、説明会の内容と相違ありません。 年　月　日　町内会等名 代表者名 電話番号	

備考 1 説明会等を複数回開催した場合は、開催ごとに作成してください。

2 戸別訪問等により説明した場合は、本様式に準じ、戸別訪問先ごとに作成してください。

その場合、戸別訪問先の住所・氏名は町内会等の欄に記載してください。

3 説明会等の開催周知チラシ、配布資料等があれば添付してください。

4 周知を行った地域の範囲を示した図面を添付してください。

別記様式第3号（第7条関係）

太陽光発電施設事業計画届出書

年　月　日

標津町長 様

事業者 住所

氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

標津町太陽光発電施設の設置に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり事業計画を届け出ます。

施設の名称				
事業区域の所在地				
事業区域の地番・地目・面積（m ² ）				
事業抑制区域の該当	無・有（ ）			
太陽光発電施設の出力	キロワット			
太陽電池モジュール（太陽光パネル）の種類	製造事業者		種類	
	型式番号		枚数	
太陽光発電施設の位置、構造、土地造成等				
工事着手予定年月日	年　月　日			
工事完了予定年月日	年　月　日			
稼動開始予定年月日	年　月　日			
太陽光発電施設の維持管理の方法（廃止後において行う措置等を含む。）				
関係機関との協議・手続きの状況				
連絡先担当者	住所（所在地） 氏名（名称） 所属・職氏名 電話番号			
その他事項				

備考 1 周辺関係者説明結果報告書（別記様式第2号）を添付してください。

2 工事の着手とは、太陽光発電施設の設置のみならず、設置に向けた森林伐採、土地造成等の準備行為を含みます。

3 関係機関との協議・手続き状況の欄には、行政機関と協議した事項や許可、届出等の手続きの状況を記載してください。

4 町は、町民及び周辺関係者からの照会に対し、太陽光発電施設事業計画届出書の内容を回答できるものとします。

別記様式第4号（第7条関係）

事業計画変更届出書

年　月　日

標津町長 様

事業者　住所
氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

標津町太陽光発電施設の設置に関する条例第10条第3項の規定により、届け出た事業計画の変更について、次のとおり届け出ます。

施設の名称		
事業区域の所在地		
事業計画届出年月日	年　月　日	
変更しようとする内容	変更前	
	変更後	
変更しようとする理由		
関係機関との協議・手続きの状況		
その他事項		

備考 1 変更しようとする内容を説明した周辺関係者説明結果報告書（別記様式第2号）を添付してください。

2 変更前の太陽光発電施設事業計画届出書に添付した資料が変更となる場合は、変更後の資料を添付してください。

3 関係機関との協議・手続きの状況の欄には、事業計画を変更するために行政機関と協議した事項や許可、届出等の手続きの状況を記載してください。

4 町は、町民及び周辺関係者からの照会に対し、事業計画変更届出書の内容を回答できるものとします。

別記様式第5号（第9条関係）

工事完了（中止）届出書

年　月　日

標津町長 様

事業者 住所

氏名

（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

標津町太陽光発電施設の設置に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電施設の出力	キロワット
工事完了（中止）年月日	年　月　日
稼動開始年月日	年　月　日
(中止の場合) 事業中止の理由及び中止期間 中の措置等	
その他事項	

備考 1 工事記録、工事写真、その他町長が必要と認める書類を添付してください。

別記様式第6号（第10条関係）

事業廃止届出書

年　月　日

標津町長様

事業者　住所

氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

標津町太陽光発電施設の設置に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称	
事業区域の所在地	
事業廃止予定年月日	年　月　日
廃止後において行う措置	
事業廃止完了予定年月日	年　月　日
その他事項	

別記様式第7号（第10条関係）

事業廃止完了届出書

年　月　日

標津町長様

事業者　住所

氏名

(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

標津町太陽光発電施設の設置に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称	
事業区域の所在地	
事業廃止完了年月日	年　月　日
廃止後において行った措置	
その他事項	

備考1 事業廃止完了後の写真、その他町長が必要と認める書類を添付してください。

別記様式第8号（第11条関係）

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、標津町太陽光発電施設の設置に関する条例第15条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日発行</p> <p>標津町長</p>

(裏)

<p>標津町太陽光発電施設の設置に関する条例(抜粋)</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第15条 町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
--

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第6条関係）

別記様式第3号（第7条関係）

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第5号（第9条関係）

別記様式第6号（第10条関係）

別記様式第7号（第10条関係）

別記様式第8号（第11条関係）